

令和6年第1回

普代村議会臨時会会議録

普代村議会

令和6年第1回普代村議会臨時会会議録			
招集告示年月日	令和6年1月29日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和6年1月29日 14時00分	
		議 長	正 路 正 敏
	閉 会	令和6年1月29日 14時53分	
		議 長	正 路 正 敏
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 10人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	金 子 泰 男	○
	2	松 葉 明 人	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	齊 藤 正 明	○
	5	中 上 一 登	○
	6	嵯 峨 典 行	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	大 上 智	○
	9	古 沼 和 也	○
	10	正 路 正 敏	○
会議録署名議員	2	松 葉 明 人	
	3	大 上 浩 史	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	菅 野 伸 二	
	書 記	藤 嶋 大 輔	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 農 林 商 工 課 長 観 光 振 興 室 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 太 田 吉 信 三 船 雄 三 川 向 正 人 佐々木 大 助 松 葉 義 人 道 下 勝 弘 大 村 修 深 渡 秀 利 宮 田 修 幸 山 田 晃 人 高 井 俊 一</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>開 会 (14:00)</p>	<p>議 長</p>	<p>令和6年1月29日(月) 第1回普代村議会臨時会 ただいまから、令和6年第1回普代村議会臨時会を開会いたします。 ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によって進 めてまいります。</p>
<p>会議録署名議 員の指名</p>		<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 2番松葉明人議員、3番大上浩史議員の両議員を、普代村議会会議規則第 120条の規定により指名いたします。</p>
<p>会期の決定</p>		<p>日程第2「会期の決定」を、議題といたします。 先刻開催されました議会運営委員会の結果報告では、本日1日ございま すが、お諮りいたします。 今期臨時会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日1日と決するこ とにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>諸般の報告</p>	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、会期は、本日1日と決定いたしました。 日程第3「諸般の報告」を行います。 「(1)政務活動報告」であります。お手元に資料を配布しておりますので、 ご了承願います。 次に、「(2)例月出納検査の結果報告」であります。監査委員より監査結 果の報告書2件を受領しており、その写しをお手元に配布しておりますので ご了承願います。 広域関係の報告がありましたら、お願いいたします。 (なし)</p>
<p>普代村手数料 条例の一部を 改正する条例 について</p>	<p>議 長</p>	<p>ないようでございます。 「諸般の報告」を終わります。 日程第4議案第2号「普代村手数料条例の一部を改正する条例について」 を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 道下住民福祉課長。 それでは、ただ今上程されました議案第2号につきまして、その内容をご 説明申し上げます。 (以下、道下住民福祉課長説明、記載省略)</p>
<p></p>	<p>議 長</p>	<p>提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。 ございませんか。 (なし)</p>
<p></p>	<p>議 長</p>	<p>なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p>

<p>普代村印鑑条例の一部を改正する条例について</p>	<p>議長</p>	<p>議案第2号「普代村手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5議案第3号「普代村印鑑条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>それでは、ただ今上程されました、議案第3号につきましてその内容をご説明申し上げます。</p> <p>(以下、道下住民福祉課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「普代村印鑑条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>普代村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について</p>	<p>道下住民福祉課長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>大村建設水産課長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第6議案第4号「普代村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>ただ今上程されました議案第4号について、ご説明させていただきます。</p> <p>(以下、大村建設水産課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「普代村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>令和5年度普代村一般会計補正予算(第7</p>	<p>議長</p>	<p>日程第7議案第1号「令和5年度普代村一般会計補正予算(第7号)」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>

<p>号)</p>	<p>川向総務課 長 議長 嵯峨議員</p> <p>議長 榎屋村長</p>	<p>川向総務課長。 それでは、上程されました議案第1号について、説明いたします。 (以下、川向総務課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。 6番嵯峨典行議員。 6番嵯峨です。8頁教育費ふれあい交流センターの件ですが、まああの耐震診断をするという事で、165万円計上してる訳です。まあ今から耐震診断をして、どういう結果が出るかまだ分からない中での質問ですが、まああのこの貰った紙によれば、今後の方向付けとして、移転新築①、②耐震改修を行った上での現在地での再建、③耐震済み施設への移転。などとまあ書かれてる訳でございます。今から耐震診断をする訳ですが、やはり私はどうしても、この間の能登半島地震、あの倒壊を見て、殆どの人が建物の倒壊によってお亡くなりになられています。昭和35年に建てたコンクリート製の建物が64年経過という事でございますが、まだ耐震診断の結果が出ていないので、まだ分からない訳ですけども、さすがに耐震診断がどのような結果が出るか分からないんですが、やはり私はあそこに人を集めること自体に反対なんですよ。結局地震がきた時点でもうはあ逃げる暇もなく崩れてしまって、殆どの人が逃げ遅れて亡くなってる訳ですよ。田野畑さんでも今度庁舎を新築するったのが、60年くらい経過したのですか。それで震度6強で倒壊するという恐れがあるという事で、庁舎を新しくすると、新聞報道に出てたのを聞いた訳ですが、私としては、どうしてもあそこで今あの旧役場庁舎、耐震診断をして、この②番、耐震改修を行った上で現在地での再建。これだけはどうしても私は賛成出来かねる考えです。ちょっと村長にお伺いしたいんですが、その耐震結果がまだ出てない訳ですが、もし耐震診断の結果、耐震改修をすれば、そのまま使っていよいよというOKが出た場合、本当にあそこでまた従来通り図書室としての機能を持つていくのか、それとも耐震診断結果においては、もう、これはもうはあだめですと、震度6位でもはあ倒壊しますというような耐震診断結果が出れば、当然移転しなければならないと思うんですが、今これを村長から聞くのもなんですが、もし、耐震診断がOKが出た場合に、村長としては今の所を改修して、続行する考えがあるのか、ちょっとそのへんをお伺いします。 榎屋村長。 お答えをします。耐震診断の結果で、耐震改修をすれば使えることと、それからそれを図書館として使うかとは、別です。はい、何に使ったらいいかもまだ決めてない訳です。診断をして、簡易診断ですけども。どういった状態のものなのか、耐震が、耐震改修が出来ない、全く使い物にならない、人が入れない、ただ倉庫としてしか使えないといったようなものなのか。何か別な用途にも使えるものか、あるいは耐震の改修をして大丈夫、その図書館、人が入ってもいいように使えるものか、いったのを調査検討する中で、12月の答弁でもお話ししたように、それは7年度くらいまでに、教育委員会</p>
-----------	---	---

		<p>の中で詰めていただく中で、それとは別にその、別なとこにやるのか、何か別な用途に使うのかといったのは別にその中で考えていくというふうな事です。いずれなものにも、今どういう状態なものか、簡易な検査をしておくべきで、それがその今後の議論のためにもなるといったような事で、とりあえずは耐震診断をやらせてもらいたいという事で今回お願いしておりますし、あと、それとは別に 12 月の議会でお話ししたように、安全安心は当然別で、急ぐものはやりますよと。でその、診断がうんぬんかんぬんではなく、床が、あの議員さんからもお話ししたように床の部分については、教育委員会の調査を再確認をしていただいて、今回改修をするというふうな事でやっているものでございます。まだその図書館として使っていくかどうか、そういった段階ではないというふうに、この診断をやってみなければというふうな事で、そして、さらに議論をしてみなければというふうな事でおります。</p> <p>6 番嵯峨議員。</p> <p>今の村長の答弁を聞いて納得しました。その 7 年ということは今、令和 6 年ですので、来年度になる訳ですね。そして約 1 年ある訳ですが、できるだけ、願わくば早くやってもらって、安全安心な方向を、今地震が来ればもうはあどうなるか分からないような建物ですので、実際問題。その点は、スピーディーな対応をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。以上です。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>8 番大上智議員。</p> <p>8 頁の民生費の中の社会福祉費の中の 19 節の扶養費の件ですけども、この確認の意味も含めて電力・ガス等の分の均等割課税世帯と、あと低所得子育て世帯の基準っていうか、どういうふうな人がこれに、これ以前から何回も説明はしてる部分だと思うんですけども、その 90 件と 45 件ですか、その分を、再度説明を願いたいと思います。この均等割り課税世帯というのは、住民税のみの均等割りでしたっけか、そのへんも含めてお願いします。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えいたします。まず均等割課税世帯、非課税世帯につきましても、税情報を基に、今年度 5 年度の課税状況の中での、均等割の非課税世帯につきましては、追加給付。12 月に補正した。その前には 3 万給付ということで、約 400 世帯の世帯が対象と。今回は、均等割のみが課税で、そして所得割の方が課税されないという事ですね。課税されないというような、世帯を抽出した中で、税情報を基に 90 世帯という事で、数字の方は捉えさせていただいております。説明がちょっと重複しますけども、前回までにつきましては、均等割も、所得割も課税されない世帯に約 400。今回は、均等割のみが課税されている世帯 90 世帯という事で、数字を捉えさせていただいております。加えまして低所得子育て世帯ですけども、先行して行った 3 万円、7 万円の世帯と、今回の 90 世帯の全部で 490 世帯位ですかね、480 から 490 世帯の中の、18 歳以下の児童をお持ちの子育て世帯の方々が、児童数で 45</p>
	議長 嵯峨議員	
	議長 大上智議員	
	議長 道下住民福祉課長	

	<p>議長 大上智議員</p> <p>議長 道下住民福祉課長</p> <p>議長 金子議員</p> <p>議長 川向総務課長</p>	<p>人程、世帯数では30世帯程おりました、そこにはその、10万円という水準の上に、子供数に応じてですね、子ども1人5万円を追加に給付するというような制度の内容となるものでございます。説明になったかあれですけども、以上でございます。</p> <p>8番大上議員。 どうしても私この低所得というのに引っかかって、低所得というのは何でしたっけ。</p> <p>道下住民福祉課長。 個人住民税のですね、非課税の限度額というのがございますが、今回の均等割の課税のみ世帯の場合の所得額でちょっと申し上げますと、まず扶養の親族があるなしになります、これは仮に例えば一般的なところで、2歳、4歳の子供のいる世帯の場合に、所得が147万円の方は均等割が課税をされるが、所得割は非課税になると。その扶養の人数によってですね、その限度額というのが変わってきますので、ちょっと、単身の場合で例を上げますと、扶養親族がない方の均等割のみ課税の場合には45万円というのがですね、これ収入ではなくて、所得でいきますと45万円というのが基準になります。そういった方々が、低所得であって、住民税の均等割の非課税であるか、課税であるかというところで、限度額の中で判断をさせていただいております。以上です。</p> <p>(「終わります」と大上智議員)</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>1番金子泰男議員。 1番金子でございます。2款1項11目の部分でお聞かせをいただきたいなあと思います。これは、防災諸費の部分でLED防犯灯の街路灯修繕料皆増と整備工事といったような部分ですが、村としてはその何年か前に村内一律にこのLED防犯灯、多額の予算を投じて整備をしていただきました。その中で今回、この街路灯の整備工事といったような部分はどのような部分で、整備工事をするのかといったような部分でお聞かせをいただきたいなあと思います。そのまだLEDに交換されていなかったのかどうか。そこら辺も含めてお聞かせをいただきたいなあと思います。</p> <p>川向総務課長。 11目の防災諸費のLEDの修繕及び工事関係についての質問でございました。10節の修繕費につきましては、太田名部地区の避難場所におきますLEDのソーラー灯ですね、蓄電池式のソーラー灯です。これは前に補助事業分で建てさせていただいた分の蓄電池の方が故障いたしまして、点かないような状況でございましたので、これの分について修繕を行うものあります。で、下の方の修繕工事の部分につきましては、地区の方の要望等もございまして、新たにLEDの防犯灯を設置してほしいというところで、萩牛地区と堀内地区におきまして、そういう要望がありましたので、この分の2機分の増設分を計上させていただいております。あと若干、南浜住宅の所にも、以</p>
--	--	---

		前に設置した部分がありまして、その部分のものは今現在使用しておらないので、その分については、撤去して有効活用するというような予定となっております。
	議長 金子議員	1 番金子議員。 ありがとうございます。この新規のという部分で分かりました。いずれその普通の街灯というような部分は、各地域が管理、そして修繕料は各地域で修繕といったような部分が基本だと思って、私思っております。そういった部分でその、ここが今新規だといいますから、その新規であれば、今まで防犯灯は、普通の各地区にある防犯灯は、電柱、電柱に、電柱を借りて、そこに付けております。そういった部分ですが、この新規というものは、その柱も建てて、その東北電力さんの電柱以外に付けているのか、東北電力さんの電柱を借りて使っているのかといったような部分はのでしょうか。
	議長 川向総務課長	川向総務課長。 今の予定では、東北電力さんの電柱の部分に付けることを予定しております。
	議長 金子議員	1 番金子議員 はい、ありがとうございます。今、確認のために聞きましたが、いずれ今確認を再度しますけれども、各地域で管理をして、修理の場合であっても、球が切れた、どっか故障になったという時は、各地区で修理をするんだという部分に間違いはないですね。
	議長 川向総務課長	川向総務課長。 議員さんのおっしゃるとおり、設置の部分につきましては村で対応してきた経緯もございますので、その部分は村で対応したいと考えております。それ以降の部分につきましては、修繕等につきましては、各地区での対応という事をお願いをしているものであります。当時やった時はですね、だいぶ電気料も下がって、それぞれの地区でもある程度の更新の資金を貯めておったというところもあろうかと思っておりますので、そういったものにつきまして、地区等で、いろいろ有効に活用してほしいということで、村の方で新たなそういった整備をさせていただいたという経緯もありますので、これからはつきましても有効に使っていただきまして、修理等もお願いしたいというふうに思っております。
	議長	(「ありがとうございます、終わります」と、金子議員)
	議長 大上浩史議員	ほかに、ございませんか。 3 番大上浩史議員。 3 番大上です。議長、休憩を 5 分か 3 分、その中であのお伺いしたいと思うんですが、お願いします。
休 憩 再 開	議長	それでは、暫時休憩といたします。(14:42)
	議長	休憩前に戻り、会議を再開いたします。(14:52)
		ほかに、ございませんか。 (なし)

<p>閉 会 (14 : 53)</p>	<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号「令和 5 年度普代村一般会計補正予算（第 7 号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>本臨時会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。</p> <p>以上をもちまして、令和 6 年第 1 回普代村議会臨時会を閉会といたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>
--------------------------	-----------------------	---

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 正 路 正 敏

署名議員 松 葉 明 人

署名議員 大 上 浩 史

